

住民税の申告が必要な方

◆令和8年1月1日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は不要です。

- ①税務署に所得税の確定申告書（令和7年分）を提出される方
- ②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へご確認ください）
- ③公的年金等に係る所得のみの方
- ※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。

- ①公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外に、20万円以下の所得金額がある方
- ②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、20万円以下の所得金額がある方など

◆市・県民税は、ひとり親控除・寡婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族（16歳未満）を含めたすべての扶養親族の人数が必要です。年少扶養親族の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。

不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、交換や収用等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

事業所得を有する方へ

事業所得（自営業・農業など）を有する方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書等の資料と併せて持参してください。

※ 収支内訳書の様式は税務収納課市民税班窓口で受取、また国税庁ホームページからダウンロードできます。

※ 特に農業所得の資料は、必ず持参してください。

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出

提出期限
2月2日(月)

令和7年1月1日～令和7年12月31日中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が令和8年1月1日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。

原則、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から住民税の特別徴収（天引き）をする必要があります。

関連情報

南国税務署からのお知らせ



確定申告マイナンバーカードでe-Tax

確定申告書作成コーナー

確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成！



e-Taxに必要なもの

- マイナンバーカード
※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。
- マイナンバーカード読み取り対応のスマホ（またはICカードリーダライタ）
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ①署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
 - ②利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

【作成できる申告書等】

- ・所得税の申告書
- ・青色申告決算書、収支内訳書
- ・消費税の申告書
- ・贈与税の申告書

作成コーナー 検索

e-Taxの5つのメリット



税の

申告相談

令和8年度の税の申告相談（令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得）を実施します。申告が必要な方は、12ページに記載の日程表を参考に、できるだけ決められた日程での申告をお願いします。当日に来られない場合は、次の期間中に申告を受け付けます。

【申告会場と開設期間】

● 市役所本庁舎市民ホール

2月16日(月)～3月16日(月)
9時～11時30分・13時～16時00分

※ 土日祝を除く平日。

※ 収入のない方や所得税還付申告の方は、2月9日(月)から受け付けます。
※ 駐車場は、本庁舎前または日曜市跡南隣（東側半分）をご利用ください。

■問い合わせ先
税務収納課市民税班
☎ 52-9292



● 香北支所

2月16日(月)～3月13日(金) 9時～11時30分・13時～16時00分
※ 月・水・金曜日に受け付けます。（祝日を除く）

● 物部支所

2月17日(火)～3月12日(木) 9時～11時30分・13時～16時00分
※ 火・木曜日に受け付けます。

【受付日以外】確定申告の場合は税務署へ、住民税申告の場合は本庁舎へお越しください。

毎年、市役所での相談はたいへん混み合います。受付時間内であっても、受付人数が100人を超えた場合は、日時を改めて来庁していただくことがありますので、ご了承ください。

開設期間の終了間際（3月13日～16日）は特に混雑し、受付をお断りさせていただく場合がありますので、早めの申告をお願いします。

＜来庁時の注意点＞
・体調がすぐれない場合は、来庁をお控えください。
・受付時間の短縮と香北支所の曜日変更にご注意ください。

混雑を緩和し、申告をスムーズに進めるためにも、次のことご協力をお願いします。

- ◆ 申告にはマイナンバーの記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは『マイナンバー通知カード+運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。
- ◆ 医療費控除の申告は、事前に領収書の整理や計算をして『医療費控除の明細書』の作成をお願いします。
 - ※ 明細書の様式は、税務収納課窓口で受取、また国税庁ホームページからダウンロードできます。
 - ※ 『医療費通知』を添付すると、明細書の記入を省略できます。
- ◆ 分離所得（土地や建物・株式等の譲渡による譲渡所得、山林所得、退職所得等）、繰越損失、新規の住宅借入金控除の確定申告は、市役所ではできません。南国税務署で申告をお願いします。